

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 12 条第 1 項に基づく飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに同法第 21 条第 1 項に基づく動物取扱業者の取り扱う動物の管理の方法等に関する基準の改定について（報告案）

1. 動物取扱業者の追加について

（1）「動物の売買のあっせんを競りの方法（会場において動物を集めて行う場合に限る。）により行うこと（以下「競りあっせん業」という。）」の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。）第 10 条に基づく登録を要する動物の取扱いへの追加関係

① 競りあっせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに供される動物を一時的に保管する場合の遵守基準

ア) 動物の保管について、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 3 条に規定する飼養施設基準に基づく飼養施設により行うこと。

イ) 動物の取扱いについて、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 18 年環境省告示第 20 号。以下「取扱業者細目」という。）に定める動物の管理方法により行うこと。

ウ) 飼養又は保管する動物間における感染症の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管することが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を別々に保管するよう努めること。

（※現行取扱業者細目においては、保管業者、訓練業者に対し義務付けられている。）

エ) 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る相手方からの聴取により確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物に接触させないようにすること。

② 全ての競りあっせん業者に対する遵守基準

ア) 実施する競りに参加する事業者が動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。

イ) 実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者より販売に係る契約時の説明が行われることを確認すること。

ウ) 実施した競りにおいて売買された動物について、契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。

エ) 競りの実施状況について記録した台帳を調整し、これを五年間保管すること。

(2)「動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。以下同じ。）」の動物愛護管理法第10条に基づく登録を要する動物の取扱いへの追加関係

動物を譲り受けてその飼養を行う事業者は、

- ア) 動物の保管について、施行規則第3条に規定する飼養施設基準に基づく飼養施設により行うこと。
- イ) 動物の取扱いについて、取扱業者細目に定める動物の管理方法により行うこと。

2. 犬及びねこの夜間展示規制等について

- ① 販売業者、貸出業者及び展示業者が、犬又はねこの展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。
- ② 販売業者、貸出業者及び展示業者は、午後8時から午前8時までの間（以下「夜間」という。）に犬又はねこを顧客と接触（顧客への譲渡し、引渡しを含む。）させないようにすること。
- ③ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う者は、犬又はねこの飼養施設を、他の場所から区分する等夜間に飼養施設に顧客、見学者等が立ち入らないための措置を講じること。
- ④ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う者は、夜間に顧客、見学者等が犬及びねこの飼養施設に立ち入ること等により、犬及びねこの休息が妨げられることがないようにすること。
- ⑤ 夜間に動物（犬及びねこを除く）を展示する場合には、明るさを抑制し、静穏を保持する等の飼養環境の管理を行うこと。
- ⑥ 犬及びねこを長時間展示する場合には、ストレスを軽減するため、その途中において展示を行わない時間を設けること。

※取扱業登録の際の記載事項として「営業時間」を追加する。

3. 施行期日

- ① 1. 及び2. の施行期日は、公布の日から約半年後とする。
- ② 既に1. に掲げる動物の取扱いを業として営んでいる者は、施行から1年間は、都道府県の登録を受けなくても、引き続き当該事業を営むことができる。
- ③ ②により当該事業を営むことができる場合、当該事業者の事業所を管轄する都道府県知事等は、当該事業者に対し動物愛護管理法第19条、第21条、第23条第1項及び第3項並びに第24条（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。